

薬価基準改定の経過

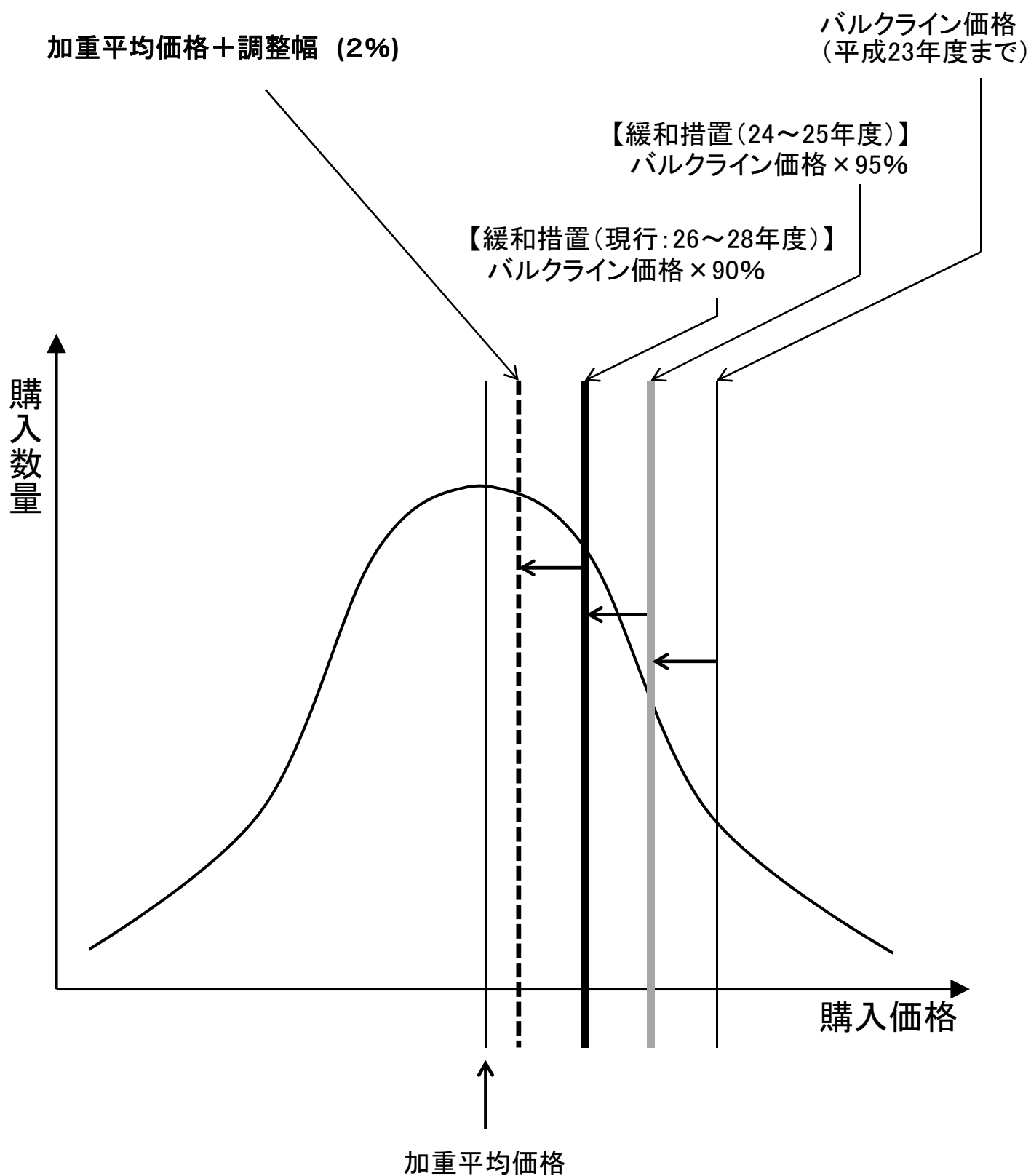
- 1 平成23年度以前は、医薬品購入実態調査を基に、購入価格の安いものから順に並べて総購入数量の90%に達した価格を採用するバルクライン方式(以下「バルクライン方式」という。)を用いて算定を行ってきた。
- 2 一方、人の健康保険では市場実勢価格を基にする加重平均値に、調整幅(改正前薬価の2%)を加算する方式を採用し薬価算定を行っていた。動物用医薬品の薬価においても、実勢価格に近づける観点から、同方式(以下「加重平均方式」という。)の採用を検討した。

しかしながら、直ちに加重平均方式を採用した場合、それまでに比べて、ほとんどの場合薬価が下がることが予想され、医薬品の供給や安定的な家畜診療にも影響が懸念された。そのため、一定の緩和措置を設け、29年度以降に加重平均方式へ完全に移行することを目標とした。
- 3 緩和措置としては、24年度からは、加重平均方式で算定した価格よりも、バルクライン方式で算定される薬価の95%の方が高い場合、後者の価格を薬価として設定するものであり、さらに、26年度以降はその割合を90%とするものであり、家畜共済小委員会等での議論を経て設定されてきた。

なお、加重平均方式に用いられる調整幅(2%)は、小規模な診療所では医薬品の使用量が少ないことから割高な小包装品(例：100ml入りと10ml入りがあれば10mlの方)を購入せざるを得ないこと等を考慮し、加重平均値に一定の価格幅を加えているものであり、基本的には、人の健康保険制度で採用されている調整幅と同様としている。
- 4 薬価基準表は平成29年度から適用することを予定している。

なお、薬価の算定基礎となる医薬品購入価格については、本年度、225診療施設(家畜共済に係る診療を行っている全診療施設の約15%)に対し調査を実施した。

○ 薬価の算定方法イメージ図



薬価の算定方法の変更による影響等

共済金の削減額見込み

1 現行の算定方法（平成26～28年度）

以下の計算式で算定される価格を薬価とする。

ただし、

- 算定値がバルクライン価格の90/100に相当する額を下回る医薬品には、バルクライン価格の90/100に相当する価格を薬価とする（緩和措置）。
- 算定値が改定前薬価を上回る医薬品には、改定前薬価を薬価とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{薬価算定単位当たりの平均的購入価格} + \text{調整幅}^{\ast} \\ \text{（税込購入価格の加重平均値）} \end{array} \right]$$

※ 調整幅：改定前薬価の2/100に相当する額



2 変更後の算定方法（今回諮問案：29年度から適用）

以下の計算式で算定される価格を薬価とする。

ただし、

- 算定値が改定前薬価を上回る医薬品は、改定前薬価を薬価とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{薬価算定単位当たりの平均的購入価格} + \text{調整幅}^{\ast} \\ \text{（税込購入価格の加重平均値）} \end{array} \right]$$

※ 調整幅：改定前薬価の2/100に相当する額



3 1を2の算定方法に変更した場合の共済金削減額

= 約2.2億円（基礎データ：平成28年度医薬品購入実態調査）